

平成二十三年七月十五日受領
答弁第三〇〇号

内閣衆質一七七第三〇〇号

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出東日本大震災からの復興を担当する大臣の被災地における一連の言動に対する菅直人内閣総理大臣の見解等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出東日本大震災からの復興を担当する大臣の被災地における一連の言動に対する菅直人内閣総理大臣の見解等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの事例は、昨年九月十七日及び本年一月十四日の内閣改造並びに同年六月二十七日の東日本大震災復興対策担当大臣等の任命に伴うものを除き、四件である。

二及び三について

菅直人内閣総理大臣は、本年七月六日の衆議院予算委員会において、御指摘の松本龍前東日本大震災復興対策担当大臣の発言について、被災地の方々に不快な印象を与える部分があったとして、被災地の方々におわび申し上げたい旨の答弁を行い、また、同大臣が辞任するという結果に至ったことは大変残念である旨の答弁を行ったところである。

四及び五について

菅内閣としては、内閣が一体となり、東日本大震災からの復旧及び復興並びに東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の一日も早い収束を最優先課題として取り組んでいるところである。

六について

お尋ねについては、本年六月二十七日午後の内閣総理大臣官邸における記者会見等において、菅直人内閣総理大臣が述べたとおりであると承知している。